消防広第 6 7 号 平成 29 年 3 月 8 日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁·関係政令市消防長

消防庁国民保護·防災部 広 域 応 援 室 長

消防防災へリコプターの安全確保の再徹底について

平成 29 年 3 月 5 日、長野県において、消防防災へリコプターが救助訓練中に墜落し、9 名の乗組員が死亡する事故が発生しました。事故原因については、国土交通省運輸安全委員会において調査中です。

貴職におかれましては、日頃から運航管理要綱等に基づき安全運航に努めていただいているところではありますが、今後の事故防止のため、下記事項に留意して消防防災へリコプターの訓練時を含めた安全確保について一層の徹底を図られるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に 基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 安全管理体制の再点検

運航管理要綱等で定める安全管理体制を再度点検し、安全運航について不十分な点があれば改善すること。

2 訓練時を含めた安全確保の徹底

再点検した結果を踏まえ、訓練時から安全運航を徹底すること。

3 地形、気象等の事前把握の徹底

管轄の山岳地帯等について、障害物の多い地域や気流の変化の激 しい地域等の地形特性を把握するとともに、気象状況の把握のため の情報の入手先を確認しておくこと。

4 運航時の留意事項

- (1) 運航の可否について、機長のみの判断に委ねず、運航管理者や航空隊員等からの助言をもとに客観的に判断するように努めること。
- (2) 山岳救助活動(訓練を含む。以下同じ。)を行う場合においては、使用する機体の特性を十分熟知した上、機体重量、重心位置、 気温、高度等を確実に把握し、余力をもった安全運航に心掛ける こと。
- (3) 障害物の多い地域における救助活動は、操縦士の死角部分に見 張りを付ける等、安全を確保しながら慎重に行うこと。
- (4) ヘリコプター基地において、ヘリコプターが離陸した後、活動に影響する情報が得られた場合には、基地から随時ヘリコプターに伝達するとともに、ヘリコプターの活動状況を把握する等、相互の情報共有に努めること。

5 その他

平成 24 年 3 月にとりまとめられた「消防防災へリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会」報告書の提言を参照し、対応すること。

※報告書URL

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23/sangak
u_kyujo_arikata/houkokusyo.pdf

【問い合わせ先】

消防庁広域応援室航空係 前田・仙田 電話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537

E-mail h. senda@soumu.go.jp